

エクセレント羽ノ浦こども園 重要事項説明書

当園が教育・保育の提供を開始するにあたり、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|-------|-----------------|
| 名称 | 社会福祉法人ハート福祉会 |
| 所在地 | 徳島市かちどき橋1丁目22-1 |
| 電話番号 | 088-623-1911 |
| 代表者氏名 | 理事長 大川 一則 |

2 利用施設

| | | | | |
|--------|-----------------|-------------------------|------|-------------------------|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園 | | | |
| 施設の名称 | エクセレント羽ノ浦こども園 | | | |
| 施設の所在地 | 阿南市羽ノ浦町中庄やたけ1-1 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | 0884-24-8351 | | |
| | ファックス | 0884-24-8352 | | |
| 管理者 | 園長 村上 訓子 | | | |
| 利用定員 | 1号認定 | 15人 | | |
| | 2号認定 | 75人 | | |
| | 3号認定 | 1・2歳児/45人 0歳児/15人 | | |
| 開設年月日 | 令和5年4月1日 | | | |
| 事業所番号 | | | | |
| 敷地 | 敷地全体 | 2,493.48 m ² | 園庭 | 1,085.90 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造 | 延べ面積 | 1,511.62 m ² |
| 主な設備 | 部屋数 | 備考 | | |
| 保育室 | 6室 | | | |
| 遊戯室 | 1室 | | | |
| 絵本の部屋 | 1室 | | | |
| 職員室 | 1室 | | | |
| ランチルーム | 1室 | | | |

| | | |
|--------|-----|--|
| 調理室 | 1 室 | |
| 会議室 | 1 室 | |
| 一時保育室 | 1 室 | |
| 子育て支援室 | 1 室 | |

3 施設の目的・運営方針

エクセレント羽ノ浦こども園（以下「当園」という。）は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、地域において子どもが健やかに育成される環境整備を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子ども（以下「入園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- (3) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめて、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。

4 提供する教育・保育等の内容

- (1) 特定教育・保育（通常保育時間において提供する教育・保育をいう）
- (2) 食事の提供
- (3) 特別支援教育・障害児保育
- (4) 延長保育
- (5) 一時預かり
- (6) 地域交流広場
- (7) 子育て支援事業
- (8) その他教育・保育に係る行事等

5 職員配置の状況

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|----------|----|----|-----|----|
| 園長 | 1 | 1 | 0 | |
| 副園長 | 1 | 0 | 1 | |
| 主幹保育教諭 | 1 | 1 | 0 | |
| 保育教諭 | 21 | 20 | 1 | |
| 管理栄養士 | 1 | 1 | 0 | |
| 事務員 | 1 | 1 | 0 | |
| 地域交流広場担当 | 3 | 2 | 1 | |
| 一時保育担当 | 2 | 2 | 0 | |
| 調理員 | 3 | 1 | 2 | |

※ 職員配置については、子どもの受入状況により変動する場合があります。

6 教育・保育の提供を行う日

(1) 当園が1号認定の入園児に教育・保育の提供を行う日は、次のとおりです。

① 学期

ア 1学期 4月8日から7月20日まで

イ 2学期 9月1日から12月23日まで

ウ 3学期 1月8日から3月24日まで

② 休園日

ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 夏季休業 7月21日から8月31日まで

ウ 冬季休業 12月24日から1月7日まで

エ 春季休業 3月25日から4月7日まで

(2) 当園が2号・3号認定の入園児に教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

7 教育・保育の提供を行う時間

| 認定区分 | 曜日 | 通常保育時間 | 延長保育(2号・3号) | |
|-------------------|----|------------|-------------|-------------|
| | | | 開所前 | 閉所後 |
| 教育標準時間 (1号) | 平日 | 8:30~14:00 | - | - |
| 保育標準時間 (2号・3号) | 平日 | 7:30~18:30 | - | 18:30~19:30 |
| | 土曜 | 7:30~18:30 | - | 18:30~19:30 |
| 保育短時間 (2号・3号) | 平日 | 8:30~16:30 | 7:30~8:30 | 16:30~19:30 |
| | 土曜 | 8:30~16:30 | 7:30~8:30 | 16:30~19:30 |

※ 延長保育の利用に当たっては、通常保育時間に係る保育料とは別に利用料が必要です(利用料の額は別表を参照)。

8 預かり保育

1号認定子どもについて、6に掲げる日及び7に掲げる時間以外で保育が必要な場合は、預かり保育を提供します。

(1) 通常保育日

平日：①7時30分から8時30分まで②14時00分から19時30分まで

土曜：7時30分から19時30分まで

(2) 休園日(日・祝日を除く)

平日：①7時30分から8時30分まで②14時00分から19時30分まで

土曜：7時30分から19時30分まで

※ 預かり保育の利用に当たっては、通常保育時間に係る保育料とは別に利用料が必要です(利用料の額は別表を参照)。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村が定める保育料を、当園にお支払いいただきます。

(2) その他の利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 入園児が小学校に就学したとき

(2) 入園児の保護者が子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 日本スポーツ振興センターの加入

当園は、園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約を結んでいます。園の管理下において園児がケガや事故に遭った場合、保護者の方に対してその治療費や見舞金などを給付します。

共済掛金(年額) 2 8 5 円 (保護者負担額 2 0 0 円 当園負担額 8 5 円)

12 緊急時の対応

入園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月 1 回以上の避難訓練及び消火訓練を実施します。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、入園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の選任その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。

15 苦情相談について

苦情・相談は面接、電話、書面などにより苦情相談受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情・相談を申し出ることもできます。

苦情相談受付担当者：副園長 神例 扶美代 主幹保育教諭 斎藤 奈央美

苦情相談解決責任者：園長 村上 訓子

第三者委員

監事 清野 理 (088-635-4938)

評議員 北野 晃司 (088-633-3069)

16 自己評価について

当園では法人の基本理念である「Jの育み」自由に（自発的に）自分らしく（自分の思いを表現する）自適に（安心感と信頼感をもって楽しく過ごす）自立する（生きる力を育む）を保育、教育方針として設定し職員一人ひとりが達成状況や達成に向けた取り組みを振り返ることで組織的、継続的な改善を図っています。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認定子ども園名：エクセレント羽ノ浦こども園

説明者職名：園長

氏名：村上 訓子

私は、本書面に基づいてエクセレント羽ノ浦こども園の利用に当たって重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

児童から見た続柄

印

別表

1 特定教育・保育の提供に当たって質の向上を図る上で特に必要な対価（上乗せ徴収）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|----------|--|---------|
| 施設整備・維持費 | | |
| 特定職員人件費 | | |
| 教育内容充実費 | 講師の先生を招待したり、特別な製作等を行うための費用 ※1号認定・2号認定のみ 英語教育 週1回程度 音楽教育 月2回程度 サッカー教室 月1回程度 体操教室(4・5歳児)月2回程度 絵の教室(5歳児)月1回程度 | 1500円/月 |

2 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用（実費負担）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|------------------|----------------------|------------------|
| 教材、学用品 | 出席カード、道具箱、のり、連絡帳、その他 | 1,000円～4,000円 |
| 制服 | 上着、ズボン、スカート、帽子、体操服 | 3万円程度 (3～5歳児) |
| 給食費(1号認定・2号認定のみ) | 主食代 ※1号認定・2号認定こども | 1,500円/月 |
| 日本スポーツ振興センター加入 | 園児の不慮の災害に備えての契約 | 年額200円 |
| 絵本代 | ご家庭で毎月1冊購入 | 月460円(1～5歳児のみ) |

※ 実費負担については、年度途中で徴収項目の追加・削除や徴収金額の変更があり得ますが、その場合も事前に説明を行い、同意を得た上で、徴収するものとします。

3 特定教育・保育以外の事業の利用に要する費用

| 項目 | 金額 |
|-----------------|---|
| 延長保育 (保育園部) | 【保育標準時間】 随時利用:200円/1時間 【保育短時間】 随時利用:200円/1時間 |
| 預かり保育 (幼稚園部) | 200円/1時間 |

